秋田県警察本部訓令第6号

秋田県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月17日

秋田県警察本部長 警視長 竹 内 浩 司

秋田県警察の表彰に関する訓令

秋田県警察表彰規定(昭和37年秋田県警察本部訓令第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に定めるもののほか、秋田県警察の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、警察本部長(以下「本部長」という。)又は警察本部の部長若しくは所 属長がこれを行う。

(本部長表彰)

- 第3条 本部長の行う表彰は、次のとおりとする。
  - (1) 警察功績章
  - (2) 賞詞
  - (3) 賞状
  - (4) 賞誉
  - (5) 感謝状
- 2 警察功績章は、警察職員として勤務成績が優秀であり特に顕著な功労があると認められる者に対して、退職時に授与する。
- 3 賞詞は、警察職員として顕著な功労があると認められる者に対して授与する。
- 4 賞状は、警察職務遂行上その業績が顕著であると認められる部署に対して授与する。
- 5 賞誉は、警察職員として功労が多大であると認められる者及び研修成績が優秀である と認められる者並びに業績が多大であると認められる部署に対して授与する。
- 6 感謝状は、功労があると認められる秋田県警察以外の警察の部署若しくは警察職員又は警察部外の者若しくは団体に対して贈る。

(部長表彰)

- 第4条 部長の行う表彰は、次のとおりとする。
  - (1) 賞誉
  - (2) 感謝状
- 2 部長の賞誉は、本部長表彰上申事案のうち、前条に定める表彰に至らないと認められる次の者、又は部署に対して授与する。
  - (1) 功労がある警察職員
  - (2) 研修成績が優良である警察職員
  - (3) 業績のある部署
- 3 部長の感謝状は、本部長表彰上申事案のうち、前条に定める表彰に至らないもので功 労があると認められる秋田県警察以外の警察職員又は警察部外の者若しくは団体に対し て贈る。

(所属長表彰)

- 第5条 所属長の行う表彰は、次のとおりとする。
  - (1) 賞誉
  - (2) 優等賞(警察学校長に限る。)
  - (3) 感謝状(警察署長に限る。)
- 2 所属長の賞誉は、所属の警察職員で功労があると認められる者若しくは勤務成績が優秀であると認められる者に対して授与する。
- 3 優等賞は、県警察学校における学業又は研修成績が優秀であると認められる警察職員 に対して授与する。
- 4 所属長の感謝状は、功労があると認められる秋田県警察以外の警察職員又は警察部外の者若しくは団体に対して贈る。

(表彰の副賞)

第6条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

(表彰の上申)

第7条 所属長は、第3条に定める表彰に該当する事案があると認めたときは、本部長に 上申するものとする。

(死亡又は退職時の表彰)

第8条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰する。

(表彰の制限)

第9条 表彰を受けるべき者が表彰前に受賞者としてふさわしくない非行があったとき は、表彰を行なわないことができる。

(警察功績章の返納等)

- 第10条 警察功績章を授与された者は、禁固以上の刑に処せられ又は受賞者としてふさわ しくない非行があったときは、これを返納させ又はつけることを停止することができる。 (表彰審査委員会)
- 第11条 表彰の適正を期するため、本部に表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を 置く。
- 2 委員会の委員長は、本部長とし、委員は、部長、首席監察官、警察学校長、監察課長 及び監察官並びに委員長が指名する者とする。
- 3 委員会に書記を置き、委員会の庶務に従事させる。
- 4 書記には、監察課に勤務する警察官を充てる。

(表彰の審査)

第12条 委員長は、表彰の上申を受けた事案について、委員を招集して審査を行うものと する。ただし、特に委員会の審査を必要としないと認めたときは、委員会の審査を省略 することができる。

(警察庁長官等に対する上申)

第13条 本部長は、委員会における審査の結果、その功績が特に顕著であり、警察庁長官 表彰又は東北管区警察局長表彰が相当と認められる事案については、その表彰上申を行 うものとする。

(表彰の特例)

第14条 本部長及び警察署長は、第3条及び第5条の規定にかかわらず、警察の関係機関 又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

附則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。 附 則 (昭和52年3月24日 本部訓令第3号)

この訓令は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則(昭和52年12月27日 本部訓令第13号)

この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日 本部訓令第5号)

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則(平成元年3月24日 本部訓令第3号)

この訓令は、平成元年3月27日から施行する。

附 則(平成18年6月6日 本部訓令第13号)

この訓令は、平成18年6月6日から施行する。

附 則(平成20年3月17日 本部訓令第6号)

この訓令は、平成20年3月17日から施行する。